

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

市民生活課

☎0854-40-11031

国民年金の保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになっています。保険料の納め忘れがあると、将来の年金額が減額になるだけでなく、もしものときの障害年金、遺族年金が受けられなくなる可能性がありますのできちんと納めましょう。

第1号被保険者の保険料納付方法

毎月の保険料14,100円（平成19年度）を翌月末日までに納めます。納め忘れてしまい2年経つと、時効で納めることが出来なくなりますのでご注意ください。

口座振替で

口座振替なら毎月自動で引き落とされますので、納め忘れもなく便利です。当月末振替の「早割」でお申し込みいただくと、保険料が毎月50円割引されます。

納付書で

社会保険庁から送付された「国民年金保険料納付案内書」に綴られている納付書で納めます。全国の銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協

・漁協・郵便局・各社会保険事務所・コンビニエンスストアで納めることができます。

インターネットで

パソコンや携帯電話を使って、インターネット経由で納めることもできます。「Pay easy」マークのついていない納付書が対象で、金融機関とのインターネットバンキング契約が必要となります。

保険料の追納制度

国民年金保険料免除制度や、学生納付特例、若年者納付猶予を受けておられた方は、その後、免除の承認を受けていた期間分の保険料を遡って納付することができます。

追納期間は10年以内です。

追納する保険料は、承認を受けた年度から2年を過ぎると、保険料の免除を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じて定められた加算率を乗じて得た額を加算した額になります。

保険料納付に関するご相談は、松江社会保険事務所国民年金業務課（☎0852-2319542）までお願いします。

年金相談所開設

市民生活課

☎0854-40-11031

松江社会保険事務所による年金相談所が次の日程で開設されます。厚生年金、国民年金のことで相談したい方はお気軽にご利用ください。また、事前に連絡されると厚生年金受給手続き等も受け付けますので、ご希望の方は松江社会保険事務所までご連絡ください。

【日時】

12月14日（金）
午前10時～12時
午後1時～3時

【会場】

木次総合センター

【持参品】

夫婦の年金手帳、年金証書、職歴書、印鑑など
※代理の方の場合は委任状が必要です。

松江社会保険事務所

☎0852-2612800

高齢者のための技能講習会

健康福祉総務課

☎0854-40-11041

雲南市シルバー人材センターでは、就労意欲のある高齢者のための講習会を行います。受講料は無料です。詳しくは、雲南市シルバー人材センター（☎0854-4213642）へお問い合わせください。

| | 福祉サービス用運転業務講習 | 販売スタッフ養成講習 |
|----|--------------------------|-----------------------------|
| 定員 | 12名 | 15名 |
| 日時 | 12月17日(月)～21日(金) 5日間 | 1月15日(火)～23日(水) 土日を除く7日間 |
| 場所 | 木次自動車教習所 | 雲南市シルバー人材センター |
| 内容 | 福祉関連の運転業務に関する心得と高齢者の安全運転 | 接客マナー、販売、サービスのノウハウの習得 |
| 締切 | 12月7日(金) | 12月28日(金) |

年末年始の可燃ごみ・不燃ごみの収集

環境対策課 ☎0854-40-1033



年末年始のゴミの収集日程は次のとおりです。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。詳細はケーブルテレビ、有線放送等でお知らせします。年末の直接持ち込みは、できるだけ12月21日(金)までをお願いします。

| 月 日 | 大東町・加茂町・木次町・三刀屋町 | | 吉田町・掛合町 |
|-----------|--|-------------------------------------|---|
| | 可燃ごみ 雲南エネルギーセンター (☎0854-49-6332) | 不燃ごみ リサイクルプラザ (☎0854-42-3391) | 可燃ごみ・不燃ごみ いいしクリーンセンター (☎0854-72-9217) |
| 12月27日(木) | 通常通り | 通常通り | 通常通り |
| 12月28日(金) | | 持込み受付のみ | |
| 12月29日(土) | 休 み | | |
| 1月3日(木) | 休 み | | |
| 1月4日(金) | 通常通り | 持込み受付のみ | 通常通り |
| 1月5日(土) | | 休 み | |
| 1月6日(日) | 休 み | | |
| 1月7日(月) | 以降、通常通り | | |

今月の税金

・国民健康保険料(第9期)
・固定資産税(第3期)

納期限は
12月25日(火)

高齢者虐待の防止

地域包括支援センター

☎0854-40-11043

地域包括支援センター大東
☎0854-4315671
地域包括支援センター三刀屋
☎0854-451122

雲南市では平成19年10月に雲南市高齢者虐待防止対策推進協議会を設置しました。この協議会は医師会、民生委員、老人クラブ、法務局、警察署、介護保険サービス事業所等で構成され、高齢者虐待の防止、早期発見及び迅速な安全確認等を行います。

また、地域包括支援センターでは社会福祉士、保健師による24時間対応の高齢者虐待相談専用電話を設置しています。相談は無料ですので、お困りの方また本人・家族を問わずどなたでもご相談ください。秘密は厳守します。

高齢者虐待専用電話

☎0854-40-11066

このほか、地域包括支援センターおよび各健康福祉センターでは高齢者の相談を受けております。お気軽にご相談ください。

鳥取県でも利用可能

子育て支援課

☎0854-40-11044

島根県と県内市町村が、島根の未来を担う子どもたちの健やかな成長を社会全体で応援する「しまね子育て応援パスポート事業」。子育て家庭に交付したパスポート(こっころ)を協賛店舗に提示すると、その協賛店独自の子育て応援サービスが受けられます。11月18日、鳥取県で同様の事業がスタートし、「こっころ」が鳥取県協賛店でも利用できることになりました。(鳥取県の協賛店は、島根県のホームページで紹介し、協賛店情報誌「こっころハンドブック」の追録として配布する予定です。)

「こっころ」の交付を希望される方は子育て支援課または各健康福祉センターにお越しください。

【交付対象者】

妊娠中の方、または満18歳未満の子ども(満18歳になった最初の3月31日を迎えるまでの子どもを含む)がいる家庭 ※交付は家庭に1枚

広 告 枠

広 告 枠